

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機並びに高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機 設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）【2】」

2. 日時：令和4年9月16日（金） 10時30分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全担当部長 他12名（12名のうち、7名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから美浜発電所 3 隠岐島高浜発電所 1234 号機の火災感知器バックフィットに係る施工認申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	それでは関西電力の方からまず説明をお願いします。
0:00:17	はい。関西電力の竹田でございます。本日はよろしくお願いします。
0:00:23	事前に提出しております。資料の方をお願いいたします。まず資料の構成を簡単に説明します。まず資料 1 としまして、まずコメント回答。
0:00:34	の形で、これまでの審査会合及びヒアリングの方でございましたコメントにつきまして、一つ一つ回答するという形で、本日は説明させていただきます。
0:00:48	まず
0:00:50	資料の最初コメント回答の形で、1 件一葉という形で回答の方を整理しております、そのあと、7 ページ以降、添付資料という形で、
0:01:00	資料の方をつけております。で、7 ページのところから、添付 1 個すいません添付 1 と、ちょっと抜けておりますけれども、添付 1 ということで、全体の設計フローを、
0:01:12	つけております。そのあと 11 ページから、ここもすみません、ここは添付 2 という形になります。添付 2 ということで、高浜 3 号機を例に、
0:01:24	火災区域及び区画の全体を示しております、ここで設計基準を用いる場所はどこかといったところを、全体を整理しているところになります。
0:01:37	で、次に 21 ページ、ここから整理表ということで、ここ高浜 3 号機を例に、大分のは、再
0:01:48	のところも含めまして、各環境条件に応じまして、設計基準を用いるところの詳細の説明というところをこの整理表でまとめております。
0:02:05	そのあとですけれども、26 ページから、添付 3 ということで、先行多いと、後続今回代表の高浜 3 号機との差異を示すというところで、
0:02:17	まず 26 ページからは、大飯 3 号機の補足説明資料の抜粋を
0:02:26	そのあと、高浜 3 号機と同じ箇所の加圧器室の、
0:02:34	補足説明資料の抜粋を 36 ページから添付 3 として抜粋をつけてございます。
0:02:46	そのあとは添付 4。
0:02:49	が 47 店舗が 48 ページ目でそのあと点、添付 6 としまして 49 ページから、パワーポイントのスライド。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:58	を設定をつけております。ここでは、後程詳しく説明しますが脱塩とフィルター室の火災感知器の設計の見直しにつきまして、ここで具体的に、
0:03:11	説明させていただきたいと考えてございます。
0:03:16	資料構成としては以上になります。
0:03:25	それでは、コメント回答資料としまして1ページ目をご覧ください。
0:03:33	まず、7月5日、第1回審査会合にていただいたコメントでございます。
0:03:40	ここでは、センコー大井との際、
0:03:43	について、環境条件等、類型化をして、整理した上で説明してくださいというコメントでございます。この回答といたしましては、
0:03:54	後続機の感知器設計について、大飯34号機の審査時に作成しました同じように設計フロー、
0:04:02	後続機で使用する設計フロー。
0:04:04	及び、設計基準を適用するエリアの整理表等を説明しまして、まず、環境条件という観点で類型化した形で整理、整理をしております。
0:04:17	それを添付1、2の方につけております。あと、具体的な大井との差異というところの1例としまして、加圧器室の補足説明資料、
0:04:29	の方を大井高浜、添付しております、それを用いて説明させていただきたいと思っております。
0:04:35	それでは添付1のフロー図の方をお願いいたします。7ページ。
0:04:41	になります。
0:04:43	ここに記載しております。全体設計フロー図につきましては、まず最初の、感知器等の選定、
0:04:52	そのあとの、
0:04:54	はい。失礼しました。このフロー図につきましては、先行の大飯34号機と同様の設計の考え方を後続でも、
0:05:04	用いましてこのフローを用いまして、設計するという形になってございます。
0:05:12	次に、具体的な間、換地区域区画を整理した表が、11ページ、添付2になります。
0:05:19	ここでは、高浜3号機を例にしまして、全体の火災区域及び区画を整理したのになります。
0:05:29	ここで、グレーハッチングのところにつきましては、消防法施行規則通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	当白抜きのところが、今回、設計基準を適用するエリアとなります。ここで一部誤記がございまして、訂正させていただきます。
0:05:45	まず 11 ページ目なんですけれども、11 ページ目のNo.16、
0:05:52	使用済みでしタンク室、
0:05:55	につきましては消防法施行規則通りと記載してございますけれどもここは感知器を設置しない設計というところが、正となります。
0:06:03	申し訳ございません。
0:06:05	もう 1 ヶ所ございまして、
0:06:09	13 ページ目。
0:06:11	のナンバー35。
0:06:14	主要積み樹脂所蔵タンク室、
0:06:18	ここにつきましても、感知器を設置しない設計と。
0:06:21	いうところが正しい記載となります。
0:06:25	この 2 ヶ所が、訂正箇所となります。
0:06:31	火災区域区画を整理してございまして、白抜きのところ、設計基準を適用するエリアにつきましては、環境条件のところのところ、移動範囲法と、
0:06:44	いうところで、具体的なその適用、そのエリアの環境条件というものを記載してございます。
0:06:52	で、最後のページ 18 ページなんですけれども、核移動は日本というところで、天井高さが高い場所、
0:07:00	障害物集水蒸気と、各イロハニ方で、ここで環境条件を脳の分類して整理してございます。
0:07:09	で、18 ページの中段のところにあるんですけれども、火災区域区画、総数で言いますと、高浜 3 号機で 136 ヶ所ございます。
0:07:19	このうち、設計基準を適用する火災区域区画の数が 7 ヶ所ということで、全体の約 5%程度が、何らかの理由で感知器を設置できない、適切でないという場所で、設計基準を用いる場所と、
0:07:34	いうふうになります。これが全体。
0:07:37	の設計の、これから感知器を設置する場所の説明となります。
0:07:48	そのあと、21 ページから、高浜 3 号機の具体的な各環境条件に応じまして、各エリアごとに感知器の設計のところを整理したものをつけております。
0:08:04	ここでグレーハッチングをしてございます。21 ページ目。
0:08:10	のオペレーティングフロア、新燃料貯蔵庫エリア。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:14	あと 22 ページ目のサーバー室、
0:08:17	原子炉格納容器ループ室につきましては、環境条件等も大飯 34 号機と同じで、設計につきましても、後続も同じ設計となっております。
0:08:30	違いとしましては、23 ページ目からになります。23 ページの加圧器室、
0:08:37	ここにつきましては、考え方としては
0:08:41	大井と同じなんですけれども、藤大井の加圧器室は、天井面の高さが 20.4 メートル、20 メートルを超える場所であったんですけれども、後続の美浜高浜 2 の加圧器室につきましては、
0:08:56	天井高さが 17.3 メートル、高さん、高浜さんが来て 17.3 メートルと、いずれも 20 メートル未満のところございまして、一番上のアナログ式の煙感知器が、
0:09:09	消防法施行速度規則通りに設置するというところ。
0:09:13	ただし、熱感知器につきましては、大飯と同様に、設計基準に、
0:09:18	を適用する。
0:09:19	という考え方で換地設計するという形になってございます。
0:09:23	その下のアニュラスエリア。
0:09:25	ここは高天井エリアということで、後続食うから、新規で出てくるエリアとなりますんで、ここ、新規で出てくる場所なんですけれども、
0:09:36	換地設計としましては、センコー大井の新燃料貯蔵庫エリア、高天井のエリアと同様の設計となっております。
0:09:49	続きまして 24 ページ目、燃料取替用水タンクエリア、これタンクが屋内にある場所になって、これも後続で、高浜 34 号機でこう出てくる。
0:10:00	新しい場所になるんですけれども、ここにつきましても、環境条件としては、高天井のエリアで、設計としては、新燃料貯蔵庫エリアと同じ設計となります。
0:10:12	で、その下の銀行はモニター設立。
0:10:15	イデシブル配管室といったところと同じ部屋になります。ここにつきましては、大井の方では、中間部分に階段等がございましたけれども、その部分がないと。
0:10:27	いうところで、ちょっとシンプルな部屋となっているところが違いとなります。換地設計としては同じになります。
0:10:35	続きまして 25 ページ目です。25 ページ目の各種フィルター室、各種脱塩塔室が設計の違うところとなります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	これは、ここにつきましては、申請当初は共通ダクト内に設置するという設計としておりましたが、今回後程説明させていただきますけれども、設計を見直すと。
0:10:57	ということで、本日説明に上がった場所となります。
0:11:01	で、その下につきましては、許可の方から、感知器を設置しない設計と するとしている、使用済み樹脂所蔵タンクエリア、
0:11:11	及び使用済み樹脂、使用済み樹脂タンク及び水使用済み樹脂貯蔵タンク クエリア、
0:11:17	この2ヶ所が、高浜3号機では、設置しない。
0:11:21	設計というふうになってございます。
0:11:28	で、本日高浜3号機を例に概要、簡単に説明させていただきましたが、
0:11:37	今日川崎室だけを、補足説明資料を添付いたしましてちょっとその差異 のところを示したいというふうに思っておりますんで、それ以外のところ につきましては、今後のヒアリングの中で一つ一つ、
0:11:51	しっかりと説明させて高浜3号機を
0:11:55	ベースに、まず説明させていただいて、残りの高浜12号機、美浜3号 機につきましては、設計の差異を説明するという方法で今後説明させて いただきたいと思いますと考えております。
0:12:11	加圧器室ですけれども大井高浜の補足説明資料をつけているんですけ れどもちょっと時間的にちょっと難しいんですけども、高さが違うという ところで、
0:12:22	煙感知器が消防法施行規則通りに設置するところが高浜では変 わっているというところだけが、相違点となります。宗さんの説明は工場 割愛させていただきます。
0:12:36	続きまして2ページ目の、同じく審査会合コメントの二つ目になります。
0:12:43	高浜34号機の合流ダクト前に設置することが適切、適切でない理由を 資料に落とし込むことということで、この高浜34号機のフィルター室に おいて設計基準2を適用する。
0:12:59	エリアにつきましては、個別のダクトがあると。
0:13:02	うん。ということで、当初共通ダクトのダクトに設計するということで、設計 はしたんですけども、実際はそのダクトの径が小さいやったり、ダクト が垂直方向に敷設されているということから、
0:13:16	火災感知器を、ダクト内に、消防法施行規則の第23条4項、
0:13:22	で定める取り付け角度45度以内に従い設置することができないと。
0:13:27	ということから、今回見直しを行うということをここで記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	で、見直しの経緯ですけれども、審査会合でのご指摘も踏まえまして、共通ダクトに繋がる部屋の数であったり、ダクト内の風量を相殺に、
0:13:43	調査した結果、複数のエリアの空気が混合される共通ダクト内よりも、感知性、あと火災発生場所の特定といったところの観点で考えた場合に、
0:13:54	よりすぐれた隣接エリアで設置する。
0:13:57	火災感知器を兼用すると。
0:13:59	ということが、方の特定の検知性のところでも優位だというふうに判断しまして今回見直すということを考えてございます。
0:14:11	これにつきましては、添付の 4、47 ページに、補足説明資料への
0:14:19	の修正案。
0:14:22	ということで、抜粋を載せてございます。
0:14:28	47 ページのところ、赤字赤枠で、各種、各フィルター室に、個別の排気ダクトがあるが、ダクト径が小さい。
0:14:39	ダクト内に幹事が設置できないというところをここで明記、追記させていただいております。
0:14:50	続きまして 3 ページ目、同じく審査会合コメントの 3 番目でございます。
0:14:55	各エリアの火災の消火方法や、草加エリア等の消火性を含めた素材設計について、審査資料に落とし込むことというコメントでございます。
0:15:06	これにつきましては、各エリアの火災の発生場所の特定、あと火災装荷方法、
0:15:13	消火エリア等の相関性を含めた詳細設計を、補足の 3-5 に追記するというので、その修正案につきまして、
0:15:23	添付 5、48 ページの方に抜粋を載せてございます。
0:15:36	48 ページ、添付 5 ですけれども、この同じく赤字赤枠のところ、当該エリアは火災発生時の煙の充満等により、消火活動が困難とならない火災区域または区画であり、
0:15:50	消火要員による消火器または消火栓を用いた消火活動が可能であるという記載を追記してございます。なおこの記載につきましては、
0:16:00	許可の、既工認の時に、笠伊井の消火活動が困難となるエリアというところを評価整理してございまして、その記載をそのまま引用した形で、
0:16:13	記載しております。当該のエリアにつきましては、火災時の煙、あと放射線によって、消火活動が困難とならない場所と、
0:16:23	いうエリアになりますので、消火要員による消火ということが可能であるということを明記してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:36	続きまして、5 ページ目をお願いいたします。
0:16:48	失礼しました。4 ページ目です。失礼しました。4 ページ目の、これ第 1 回目のヒアリング時のコメントでございます。共通ダクト内の温度煙濃度について、
0:16:59	感知器の設置箇所から最も遠い場所についても、感じできることを説明すること。
0:17:05	そういう場所での確実に感知できること、技術的な妥当性を説明すること。
0:17:12	あと共通ダクト内に感知器を設置する設計について、その適用するダクトがどのエリアに繋がっているのかわかるように、資料に示すことというコメントでございます。回答としましては、先ほど申し上げた通り、感知器の設計、
0:17:26	を見直すというところで具体的な感知器の設計見直しの詳細を、添付 6、49 ページから、
0:17:35	示してございます。
0:17:37	49 ページ目をお願いいたします。
0:17:48	はい。美浜 3 号機高浜 1234 号機の脱塩とフィルター室の火災感知器設計について、
0:17:56	という
0:17:58	パワーポイントの資料となっております。
0:18:01	次 50 ページ目お願いします。
0:18:05	ここで共通ダクトに設置する設計の見直しというところでまず設計見直しの経緯を書いております。
0:18:13	まず、' エンドフィルター室の火災感知器設計の見直しの経緯について、フロー図で示しています。
0:18:21	申請時は、当該エリアの放射線量と排気ダクトの有無、和雄流れというものを考慮して、エリア内で発生した火災を感知するため、
0:18:31	複数エリア間共通の排気ダクトに火災感知器を設置して、特定のところは難しいけれども、大井の先行の例。
0:18:42	とあとこのフロー図の方を見習って、設計基準にという位置付けで、ダクト内に設置する設計としておりました。
0:18:51	その後、震災以降に、申請以降に、審査会合でのご指摘も踏まえまして、共通ダクトに繋がる部屋の数、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:01	あとダクト内の風量を調査した結果、複数のエリアの空気が混合される共通ダクト内よりも、感知性、並びに火災発生場所特定の観点で、よりすぐれた隣接エリアに設置する。
0:19:14	火災感知器を兼用する設計。
0:19:18	そして設計基準に、
0:19:20	を満足する設計へと見直すことになりました。
0:19:27	次、51 ページ目。
0:19:30	でございます。
0:19:32	設計見直しの対象のエリアをここで整理してございます。
0:19:37	黄色ハッチングのところにつきましては、申請時に、
0:19:43	共通ダクト内に設置するとしていたエリアでございます。今回設計の整理が黄色ハッチングの箇所となります。で、青のハッチングのエリア、この高浜 1 号機、2 号機につきましては、申請当初より隣接のエリア、
0:19:58	で、完治するとしていたところ、
0:20:02	になります。
0:20:06	設計見直しの考え方のところを、次の 52 ページから説明させていただきます。
0:20:13	設計見直しの内容としまして、脱塩塔フィルター室の共通ダクト内に感知器を設置する設計について、隣接エリアに
0:20:25	かさ基準通りに設置する、感知器を兼用する設計に変更すると。
0:20:33	しますんで、変更後の感知器設計は、排気ダクトの設置場所、あと開口部、
0:20:41	の方に着目いたしまして、以下、Bのパターンに分類されるされるものと考えてございます。まずAのパターンといたしまして、
0:20:52	各脱塩塔室フィルター室の開口部が、排気役との上部及び下部にあるパターン。
0:21:01	これにつきましては、エリア内で火災が発生した場合、下部の開口部から、火災の救急行われ、煙、熱は、一部排気ダクトから排出されるものの、排気されるものの、
0:21:14	天井面に滞留した煙熱は時間の経過とともに、上部の開口部から隣接エリアに配置されるというふうに考えてございます。
0:21:25	次、Bのパターン。
0:21:27	これは、開口部が排気ダクトの上部のみにある場合です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	これは開口部の断面積が、排気ダクトの断面積よりも大きいという場合、上部の開口のみで、給排気が行われ、煙熱は一部、排気ダクトから排気されるものの、
0:21:45	天井面に滞留し、時間の経過とともに、上部の開口部から隣接エリアに配置されていくと。
0:21:53	いうふうに考えてございます。
0:21:57	このAB、各パターンを振り分けたものが、次の 53 ページになります。
0:22:07	各今回見直すエリアで部屋ごとにBのパターン、開口部のパターンをここに整理してございます。
0:22:18	で、この中で、高浜 3 号機 4 号機も同様で、脱塩塔室、
0:22:27	の方を、5 ページ、右上 5 ページ、ページ数 54 ページのところから説明しております。また、Bのパターンの代表としまして、
0:22:37	美浜の①番、冷却材脱塩塔室につきましては、このBのパターンとして、7 ページから以降で、詳細を説明させていただいております。
0:22:49	まず、Aのパターンの説明、54 ページ目をお願いいたします。
0:22:53	高浜 34 号機の冷却材の混焼式の脱塩塔室、他の脱塩塔室、
0:23:00	の設計につきまして、左側の 4 月の申請時、
0:23:06	は、共通ダクトとしていたものを、右側の変更内容というところに記載をしております。隣接する
0:23:16	エリアに消防法施行規則通り設置する感知器を兼用するといったところを、設計に見直すというところを示してございます。
0:23:27	説明は先ほど申しました通り、時間の経過とともに開口部から、煙ですが、流れるというところから、十分に感知できるというふうに考えてございます。
0:23:41	で、次、55 ページでございます。55 ページにつきましては、今の設計基準の適用の妥当性というところで、今、Aのパターンのところ、
0:23:52	で、高浜 3 号機のCの再生熱イオン交換機室という脱塩塔室、ここに煙発生装置、
0:24:01	というものを持ち込みまして、実際に塀の中で煙が発生した場合に、どのような挙動を示すのかというところの、煙流動に関わる現地研修を行った結果を示してございます。
0:24:13	8 月 18 日に実施しております、室内でスモーク待ちにより煙を発生し、室内、室外の方で県民の流動を確認したと。
0:24:25	いう試験となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:27	ポツで検層結果書いてございまして、まず、煙発生させた後に、排気ダクトによる排気の流れってのは一部あるものの、
0:24:37	継続することによって、煙が天井面に滞留する状況になり、煙は開口部を通して隣接エリアに流れることを確認しました。
0:24:48	また、煙発生位置を、部屋の入口部分、オフ側という形で、ふたパターンやってるんですけども、その煙挙動。
0:24:58	への層位というものはございませんでした。
0:25:02	考察としまして、火災規模が小さく、発生が小さい。煙の発生量が小さい場合は、廃棄体からまず廃棄されますけれども、
0:25:13	火災の進展により、天井面まで火災が上昇するような状況になれば、時間の経過とともに、上部の開口部から隣接エリアに流れ込み、
0:25:23	隣接エリアに、基準通りに設置した感知器により、火災の検知は可能というふうに評価してございます。
0:25:31	また、熱につきましても、煙と同様の流れと考えてございまして、物についても同じように換気が可能であるというふうに考えてございます。
0:25:42	次の 56 ページ目です。
0:25:45	次にBのパターン。
0:25:48	排気ダクトの上部にのみ開口部があるパターンの説明でございまして。
0:25:55	で、変更内容のところを見ていただきますと、上部、これ天井面になるんですけども、ここに開口部がある状態。
0:26:05	です。
0:26:07	で、ここにつきましても、
0:26:12	開口部が十分に大きいということから、火災で発生した煙、熱については、この開口部を通して、ここで言う、宇和室というふうに書いてございますけれども、
0:26:25	コバヤシに設置し、宇和室に、消防法施行規則通りに設置した感知器で、十分感知が可能であると。
0:26:32	いうふうに考えてございまして、この資料で、先ほどのパターンのように、現地の検証のところまでは載せないんですけども、
0:26:42	このBパターンにつきましても、昨日、現場の方で同じように、煙発生装置による検証を実施しておりまして、この天井面の開口部から、
0:26:53	煙が宇和室に出てくるというところを確認してございます。
0:26:57	これは次回以降の資料で、反映させていただきたいと考えております。
0:27:03	9 ページ目、その後 17 ページ目、このいた設計見直しの経緯は割愛させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:10	阿藤 58 ページ目は、自然はい原稿ということで、検知く基準法、あと障防法において、建築物のよ。
0:27:22	の用途ごとに規定されている、煙の排煙高といったところも確認してございまして、今回代表で確認したものにつきましては、
0:27:33	自然排煙この条件というものは、満たされているといったところを参考でつけてございます。
0:27:42	11 ページ目は、
0:27:44	高間。
0:27:46	3 号機先ほどの脱塩塔室の開口部の位置がわずかにちょっと差異がありますので、その相殺を
0:27:54	記載してございます。
0:28:00	設計見直しに関わる説明については以上となります。
0:28:08	では残りですけれども、すいません 5 ページ目の、お願いします。ヒアリングコメント。
0:28:15	でございました。高浜 12 号機の各種脱塩塔室で、隣接エリアの感知器を兼用し、保安水準 2 を確保する設計について資料に追加することと、
0:28:28	ということで、これにつきましては、添付 7、
0:28:32	の方に、
0:28:38	はい、通しページ 60 ページでございます。
0:28:43	60 ページ目の方に、高浜 12 号機の補足説明資料、
0:28:49	の抜粋。
0:28:51	を説明して、添付してございます。
0:28:55	ここで赤字で記載してございますのが、1 号機、2 号機におきましては、一部、差異がございまして、
0:29:05	1 号機は、排気ダクトがそもそもないという設計。
0:29:10	エミ号機については、個別の排気ダクト、
0:29:16	があるという違い等がございまして、この 2 号機の記載のところを充実した形で、赤字で、追記させていただいております。
0:29:27	で、考え方につきましては、補足説明資料の通りで、
0:29:38	特に今回見直すといったところではございません。
0:29:41	また一番最後の 67 ページ目ですけれども、ほぼ参考に、第 1 回審査会合のときの資料で、高浜。
0:29:53	の、
0:29:56	概要、
0:29:57	を示したものをここに添付してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:11	次、最後のコメントの 6 ページ目になるんですけども、
0:30:18	基本設計方針の赤字で同等だ、同等と謳っていてというところで環境条件を考慮し、と記載があるが現場の確認が必要であるというふうに考えていると。
0:30:29	現地確認のに関わるところの、
0:30:35	ご発言につきましても一応コメントという形で整理させていただいて、
0:30:40	ございます。
0:30:44	これにつきましては、また別途調整させていただくという形にしております。
0:30:49	こちらの説明は以上になります。
0:30:54	はい。規制庁の西内です。
0:31:01	ちょっと先にあれですかね進め方を先に何か確認した方がいい気がしますけど、
0:31:08	今日はあくまで先行との違いっていうところを中心に、
0:31:15	審査会合とか今までヒアリングで話したことに対する回答をいただいたもので、
0:31:22	一番抜粋いただいただいような形で資料構成いただいていますけど、今後、要は全体的に、
0:31:29	詳細な説明資料補足説明資料っていうのをまた改めていただく予定になっているって理解でいいんですけど。
0:31:36	はい。関西電力小森ですおっしゃる通りでして、今回は 1 例で、加圧器室のところを添付さしてもらいました。
0:31:47	それ以外のまず高浜 3 号機に関して、違うところですね、というところを一式まず説明したいと思っています。
0:32:00	そうした上で、あと高浜 3 号機と 4 号機これも共同プラントですんで方法秘書でして、高浜の 12 号機とか、美浜の 3 号機、
0:32:11	これは高浜 3 号機とも多いとも違う場所。
0:32:17	ここ、抽出して、きちんとご説明させていただくと。
0:32:23	そうなれば、我々の中では、おそらく大飯とほぼほぼ違いはないんですけども、
0:32:30	共通ダクトをこの部分だけきちんとご説明をすることが必要ということが課題として残っていると思っております、
0:32:40	それは今の考えてる方向性としては、49 ページ以降、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	つけている内容で我々は説明できるじゃないかなというふうに考えてございましてこれに関しても、規制庁様のご意見いただくと、大体こういう流れになるんじゃないかというふうに考えてます。
0:33:01	わかりました。規制庁西内ですけどわかりました。
0:33:05	ではまず、今回は、まだ高浜 3 号についての確認のイメージになるわけですねおそらく。
0:33:12	マツモト次回ぐらいまでは、関西電力森さんもしお時間取ればですね高浜 3 号と、あと、高浜 12 号、美浜 3 号も含めて、
0:33:24	しっかりご説明する時間時間取りたいと思って、お時間取れば、廃止したいというふうに思ってます。
0:33:31	わかりました規制庁西内です。どれくらい違い、説明項目、追加で説明いただく項目がどれくらいあるかによってだと思うので、その分を踏まえて、
0:33:42	高浜さんだけまた次やるのかそれ以降以外もやるのかっていうところは考えていただければと思いますけど。
0:33:48	まだ今日はどちらかというところですね、こういう点が、
0:33:51	今後確認したいのでっていうのを、私たちからの確認事項をお伝えさせていただいて次回詳細な回答いただくイメージのヒアリングと思えばいいですかね。
0:34:00	はい、おっしゃる通りです我々として、この辺が最でこの辺中心に説明したらいいんじゃないかなと思ってるんですけども、いやいやこの辺の観点もきちんと説明してもらわないと駄目だよと。
0:34:11	いうことをご示唆いただく場かなというふうに思っております。
0:34:15	はい。規制庁西内です。了解しました。その前提でちょっと確認を進めていきたいと思えますけど、規制庁側からありますか。
0:34:31	はい。規制庁植原です。私の方からちょっと何点か確認させていただきます。まず最初のヒアリング資料 19 ページをちょっとご覧いただきたいんですけども。はい。
0:34:44	はい。19 ページ火災感知設備の定義についてということで図が載ってますけれども、高浜の場合ですねこの火災受信
0:34:56	機盤の左のこの新設と既設の受信機盤。
0:35:01	本の先にですね
0:35:03	この二つから市からの信号を統合したような総合操作盤を設置する。
0:35:11	予定だったかなと第 1 回のヒアリング資料等を見てて思う思ったんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:18	まだ現状記載がございませんのでこの総合操作盤の位置付けについてちょっとちょっとはい、回答いただければと思います。
0:35:34	高浜発電所の方、説明可能でしょうか。
0:35:40	はい。赤松常務です。関西電力の新居です。この総合操作盤なんですけども、衛藤カセ衛藤。
0:35:50	総合操作盤というものはこの絵に示していないのはプラント建屋のものをここでイメージとして書いているからであって、
0:36:01	共用設備でありますちょっとプラントとはちょっと別のところにある廃棄物庫と、そこがそちらの建屋にはそちら専用の火災受信機盤があって、そこから中央制御室に、
0:36:13	ある総合操作部まで信号を持ってくと。
0:36:17	というようなものをしております。
0:36:20	なのでちょっと今この3、19ページ目に記載している、火災受信機盤は主にプラント建屋側の中のイメージを記載しているので、
0:36:31	ちょっと記載が入ってないというものでございます。以上です。
0:36:40	はい。規制庁上原です。私ちょっとこれに気づいたのがですね大井の補足説明資料と比較していたところを大井の方にはこちらの方に、
0:36:51	総合操作盤がございまして、ちょっと高浜の方がないのかなと思う。
0:36:58	丹ですけれども大井大井の場合は、あれですかねその総合操作盤がプラント建屋内にちゃんとあるのでこちらの
0:37:08	フローの中にも入っていて高浜の場合はあれですかこの総合操作盤というのはプラント建屋内、
0:37:17	ではなく別のところにあるという認識でよろしいでしょうか。
0:37:21	はい。関西電力のマイです。まず大井からですけど大飯も高浜もなんですけども、総合操作盤というものは、中央制御室にございあります設置します。
0:37:32	で、大井の場合は、
0:37:35	火災受信機盤が同じように
0:37:38	二つ、中央制御室につくことになるんですけども、場所が離れることになるか、中央制御室の中でちょっと場所が離れる、距離があるような状態になるので、
0:37:49	浅井の対応時にちょっと、鮎試運転の火災対応しにくくなると、いうことから、総合操作盤のほうにアナログ信号を全部入れるというのをやっています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:02	高浜については、火災受信機盤二つあるんですけど、増設するんですけども、今既設の受信機盤の近くに、
0:38:13	受振新しい受信機盤を置きますので、火災の対応として、
0:38:19	問題と隣にある盤同士を見れば済む話になるので、金田イトウとしては今まで通りと変わらないということで、総合総時プラント側の既設ブランドA棟、
0:38:34	かさ感知器のアナログ情報を総合操作盤のほうに入れるということまでは高浜はしないというものです。
0:38:42	以上です。
0:38:50	えっと火災対策室の齋藤です。
0:38:54	ここの話は二つ観点があって、大井の時、
0:38:59	此花Cの今野ウエハラからのご質問の話と、あと、火災防護審査基準上で、2.2. 1 の(1)の④というところに、
0:39:11	中央制御室で適切に監視できる設計であることと、
0:39:16	というようなフレーズが入っていて、実際に火災受信機バーンと、実際に火災信号を中央制御室でどのように適切に監視できているのかと。
0:39:29	いうことが、
0:39:32	要はチェックしている観点になります。なので、ここの 19 ページのところは、いろいろ文書書く上での定義的な内容を整理しているものだという理解ではあるんですけども、
0:39:46	きちっとですねこの、今ご指摘申し上げた 2.2. 1 の(1)の④のですね、中央制御室で、適切にどのように監視できているのかと。
0:39:58	いうことについてもですね、ここで今植原からの質問も踏まえてですね、ちょっと別途ご説明をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:40:11	関西電力の小森です承知しました。まずどのような構成になって、それがどのように中央で適切に監視できるのかと。
0:40:23	いう 2.2. 1 の(1)の④の観点から、次回以降ですね、きちんと資料、準備して、説明したいと思います。以上です。
0:40:39	規制庁植原です。はい。ではご対応のほどよろしくお願いいたします。
0:40:46	はい。でですね次のちょっと
0:40:49	ご質問確認なんですけれども 31 ページと 41 ページをちょっと見比べていただきたいんですけども、
0:40:58	これ大井の補足説明資料と、高浜の補足説明資料、
0:41:04	ちょっと見比べていただきますとですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:08	大井の方だと、31 ページのbポツのタイトルがですね、設計基準を満足できる理由。
0:41:15	になっておまして、高浜の方、41 ですかね。はい。41 ページを見ていただきますとaとbポツのタイトルが早期の火災感知に関する評価。
0:41:29	というふうに何かその内容は、
0:41:33	ほとんど同じなんですけれどもちょっと題名がBぽつの題名が変わっておりまして、ここはどういった背景で変えたのかちょっとご説明をお願いします。
0:41:48	はい。関西電力の竹田でございます。この表題の違いにつきましては特段大きな意味合いは特にございません。今私どもとしては
0:42:00	大井の方の表題の方が適切であると考えますので、そちらの方に合わせる形で訂正させていただきたいと考えております。以上です。
0:42:13	はい。規制庁植原ですありがとうございます。ちょっと、ちょっと教えていただきたいんですけどこれから何か例えば高浜島のあのあと先行している大井の、
0:42:24	補足説明資料の何か、
0:42:26	比較表とかって作成される予定はないんですよね。結構分量がすごいことになってしまうので、
0:42:33	そういったものを作成されるご予定はないですよっていうの要するに何か、
0:42:37	こういう内容の、
0:42:40	サブに関わるらない何か
0:42:43	こういうちょっとしたタイトル。
0:42:45	ですねこういったところもちょっとちよくちよく変えられてしまうようだとちょっとなかなかこちらとしても気づきにくい面も、
0:42:53	ございまして、はいそうですねはいちょっと不
0:42:58	規制庁ニシウチですけど、
0:43:01	別に我々補足説明資料の形式をチェックするわけではないので、そこはむしろ関西電力の方でしっかり、
0:43:08	説明したいことが変わるのであれば、それはよくちゃんと書いてもらえば結構ですし、同じなのであれば、それは先行と合わせていただくのか、多分お互い共通認識を図る上では、
0:43:19	前提条件だと思いますので、それはだから比較表を作ってやりたいのであれば、重ねるがやってもらえばいいですけど、別にそこを我々チェック

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	するつもりはないので、そこはむしろ関西電力の方でしっかり対応いただくということかなと思います。それは次回のヒアリング以降、
0:43:32	ご留意いただければヒアリングでも共通に1人安くなるのかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:43:40	関西電力盛さんの承知しました。
0:43:42	変わってないのに、何か変わったかのようなちょっと印象を与えるのは適切ではないと思いますので、我々としては、
0:43:53	変わってないところは変えないという基本方針で、ちょっともう1回資料見なおしておきたいというふうに思います。
0:44:06	はい、ありがとうございます。
0:44:08	はい。
0:44:09	ちょっと次、次のちょっと確認なんですけれども44ページですね。はい。
0:44:14	44ページをご覧いただいて加圧器室ですねこの図の、加圧器室なんですけれども、今回
0:44:23	加圧器室が高さがそれほどではないということで一番上のところに煙感知器を設置してこのこちらで煙を
0:44:33	とらえるというような形で火災を感知されようとしていると思う。そういう基本設計方針だと思うんですけれども、
0:44:43	ちょっとこのすぐ左にですね、青井。
0:44:47	この要は格納容器の方へ廃棄するっていうのがありまして、このなんか廃棄量が結構大きいようだとその煙がですね、煙とか熱がこっちの方に、
0:45:01	逃げていって要はその格納容器の方に廃棄、
0:45:04	されていってしまつて煙感知器とか熱感知器、
0:45:10	何か感知されない可能性があるんじゃないかなとちょっと思いましたのでちょっとこの辺は廃棄についてちょっとご説明をお願いいたします。
0:45:24	はい関西電力の竹田でございます。まず44ページの13-11-4図なんですけれども、ここの加圧器室と、
0:45:35	言われるところと、あとその隣接します。RCPのSGがループ室と呼ばれるところが隣接してございますので、こちらのループ室と加圧器室につきましては、
0:45:49	コンクリートの壁で仕切られて、
0:45:52	ございまして、数の流れとしましては、この開口部からあんま風の風が吸気されて、それぞれのループ室加圧器室で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	壁で囲われた中を、風が上方に上がっていて、それぞれ別の数のルートというふうになると、
0:46:13	いう、考えてございますので、それぞれのエリアで、
0:46:21	拡散してしまっていてではなくて、それぞれのコンクリートの通路の中で、感知が可能であると。
0:46:28	で、
0:46:31	ここ、煙抜けて、風が抜けていきますので、漢字性は十分ではないといったところで、オペレーターオペレーティングフロアに設置する感知器も兼用すると。
0:46:42	いう設計の考え方を持って、設計基準 2 という設計で、今ここに整理しているものでございます。
0:46:51	大井との違いも含めて説明、失礼しました。今の説明した設計につきましては、大井の設計と同様でございます。
0:47:02	はい。はい。規制庁植原です納得できました要するにこの格納容器の方へ廃棄されていて煙が逃げていってしまってもその隣接エリアのこの上の緑の緑のこのオペレーティングフロアの方でしっかり、
0:47:15	のとらえることができるということで、はい承知いたしました。
0:47:20	はい。
0:47:22	なあ。
0:47:29	はい規制庁ウエハラです次へと 50 ページ目なんですけれども 50 ページ目ですね。
0:47:35	今回脱塩塔ですとかフィルタ室の火災か火災感知器の設計を見直されたということなんですけれども、それを踏まえてですねこの基本設計のフローについても、
0:47:49	見直す必要があるのではないかとちょっと若干思うところがございまして、例えば今回のこの火災感知器を設置できる排気ダクトがあるかっていうので、これイエスになってしまうと。
0:48:02	もう排気ダクト内に設置っていう方に進んでしまう形になってます。
0:48:08	でですね今回、そうではなくて菅監事製ですとか火災発生場所特定の観点、
0:48:15	もうこっちじゃなくこの左側の
0:48:19	方が適切であると、というようなご判断をされたので今後こういったことがちょっとフロー図で起こらないようにこのフロー図にですね、
0:48:28	感知性ですとか発生場所の特定の観点っていうのを、
0:48:33	だから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:33	追加しないとまた、今回のようなことが起こるのではないかなと思ってまして、それについてちょっとご意見等、はい。ありましたらお願いいたします。
0:48:55	はい。関西電力の竹田でございます。ご指摘いただいたやつでよく理解できます。はい。
0:49:03	確かにご指摘いただいた通り当初は設計基準 1 というところをねらって、大井の実績も踏まえまして、ダクトがあるというところで、まずダクトに設置すると。
0:49:14	いう形で走ってしまったと。で、そのあと詳細説明、コメントをいただいて、その後見直すというふうに金今回なっておりますので、このところに注釈を入れると、しっかりかダクトに設置するとしたときに、
0:49:29	一旦ダクト内での感じ性であったりとか、火災発生場所の特定といったところを確認できるような形で、今回地域化したいというふうに考えてございます。
0:49:41	今後修正したいというものを修正して、お示ししたいと思います。以上です。
0:49:49	はい。規制庁植原です。ありがとうございました。
0:49:52	はい、ではですね次なんですけれども
0:49:57	55 ページちょっとご覧いただきたいんですけども 55 ページで煙がちゃんと
0:50:06	ちゃんと立ち上って宇和皮膚ですね、はIFのほうにしてくれるんですよっていうのを、試験で確認されたという話をされてまして、
0:50:17	タイプAとタイプBあるんですけど今もう両方に対して試験をすでに実施されていてAとBに対しては、
0:50:24	タイプBに関しては次のヒアリング以降にお示しいただけるという話が先ほどございました。ちょっと確認したいんですけども、
0:50:34	この
0:50:38	この部屋でですね、このは排気ダクト、
0:50:42	ていうのは常に何かこう、一定の流れを生み出しているようなものなんでしょうかっていうので、
0:50:48	要するにこの試験をするときにこの排気ダクトの運転状態っていうのは運転中っていう条件下で試験をやられたのかというのをちょっと配管、ちょっとこう見るとちょっとその明記がなかったものでちょっとはい。
0:51:02	そちらについては、説明を説明をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:07	関西電力の竹田でございます。まず、回答いたしますと、この排気ダクトにつきましては、補助建屋排気ファンという大元のファンがあるんですけども、そこは運転状態。
0:51:21	で、試験を実施してございます。通常状態という形になります。
0:51:28	で、考察のところにも書いておりますけれども、煙の小さい時っていうのも排気ダクトから排出されるということも現場で確認してございまして、
0:51:39	さらに権利量が増えていくところを模擬したところ、隣接流れたという結果となっております。で、そのファンの状態のところがちょっと読み取りにくくなっておりますので、条件としまして、
0:51:52	ここにAパターン、後でつけますBパターンにつきましても、換気の状態につきましてもしっかり明記するようにさせていただきたいと思っております。以上です。
0:52:07	はい規制庁ウエハラですはい追記をお願いいたします。
0:52:11	はい。
0:52:14	でですねそうだ。この
0:52:19	小野瀬設計の皆惜しいですねこの 50 ページから 67 ページ。
0:52:24	で説明されている宇田千翔ですとかフィルタ室の火災感知器設計についてですね宇和室、
0:52:34	というその隣接エリアに設置する火災感知器を兼用する設計とされておりますけれども、その
0:52:41	火災発生場所の特定ですとか化、消火方法について、ちょっとご説明いただきたいと思っております。
0:52:49	はい。
0:52:51	そうですねな中で、私のイメージとしては煙ですとか熱感知器で火災が起こっているっていうことが宇和室でわかった場合には、
0:53:01	ただ実際にそこに、和室だったら全然放射線量は低いのでそこに実際に対応員が行って、消火をする。
0:53:11	かつ、なんか見ると部屋から家に出てるなんていうのは、何か特定できるとか何かそういったことがあるようでしたらそういうそういったことも、実態を踏まえた、そうですね種消火方法等、
0:53:23	ご説明いただくと、ご説明をお願いします。
0:53:29	関西電力の竹田でございます。
0:53:34	まず、火災の特定につきましてはですけども、この宇和室というところは、各脱塩塔室の共通の場所となっております。その宇和室の方から、どの場所から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	煙が発生しているのかといったところは、その1ヶ所からしか見渡せるという場所になります。そういったところ、そういった面で、まず
0:54:00	感知器が動作した場合に、まずその火災発生場所の特定というのは速やかに行えるというふうにご考えてございます。次に、消火ですけれども、火災が発生している場所を特定した後に、最寄の
0:54:16	火災の消火器であったりもあたりあと屋内の消火栓といったところをしっかりと設置してございますので、そちらのものを使いまして、実際の開口部、
0:54:28	それから、消火剤の水を、中に流し込むこと形で、装荷すると。
0:54:36	いうふうな対応になると考えてございます。以上です。
0:54:47	はい。
0:54:49	はい。すいません監査委員棚橋です。今の話は、補足説明資料に入れるんですよね。
0:54:57	はい。はい。火災の特定あと消火のところを、ちょっとちょっと簡単にちょっと書き過ぎていきますので、そんなところ具体的な特定とあと消火のところ、
0:55:09	は、しっかりずつとを示した上で、地域させていただきたいと思います。以上です。
0:55:18	規制庁植原です。はい、ありがとうございました。
0:55:22	なんか、ちょっと若干今気になるのが、例えば56ページですね。
0:55:29	56ページで、BBタイプの部屋。
0:55:33	変更後の様子が右側に書かれていますけれども、最後の排気ダクト貫通部っていうのが何か、
0:55:45	大きさとしてはこれなんか、おそらく人が、
0:55:48	ここ
0:55:50	そうそうかそうですね。ここから何か所々消火消火栓ですとか
0:55:58	水を入れて、この部屋を何かミミズ形にしたりするようなイメージでよろしいですよ。
0:56:07	はい、56ページのBパターンのところは天井面のこの排気ダクトが貫通するぞわずかな隙間しかございませんので、この隙間から、消火栓もしくは消火器によって、
0:56:20	マツオカ剤を入れるという形になります。さらに、ここにコンクリートぶたっていう、コンプラがついてるんですけども、こちらちょっと開放するのに準備の方かかるとは思いますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:31	同時にこちらのコンクリートぶたの開放の方も進めまして、最終的にはコンクリート蓋を開けて、大きな開口、ここ人が入るような開口になりますので、そちらの方からましようか。
0:56:42	最後のマージン確認までという形で、その対応になると考えてございます。
0:56:48	今につきましても、該当するその脱塩塔室につきましては、コンクリートぶたの
0:56:55	解放も含めまして、ちょっと
0:56:58	補足説明資料のほうに具体的に記載したいと考えます。以上です。
0:57:05	はい。はい規制庁ウエハラですはいありがとうございました。
0:57:10	ちょっとちょっとですねちょっと私気になってるのが、
0:57:14	この火災が発生して煙が宇和室に充満しているときの、
0:57:20	それに消火することなんですけれども視認性ですね、煙が充満している中で、視認性が本当に担保されるのかっていうのでそれで、
0:57:31	特定の特定の話にも繋がるんですけれどもそこから煙が出てるっていうのもその申請の観点から考えても支障ない。
0:57:42	ということでしたらその旨補足説明資料に記載いただき、記載いただきますようお願いいたします。
0:57:50	はい申請についての地域につきましても承知いたしました。
0:57:58	はい。規制庁上原です。はい。私からは以上です。
0:58:09	加西市の齋藤です。
0:58:15	後から話していった方があれば、順番としていいのかな。今のところとかも含めて、
0:58:23	ちょっと疑問に思っているのが、火災区域とかって、どういうふうに設定しているのかがよくわからないんですよね。
0:58:33	今の説明だと、隣接区域も含めて、火災区域としてんのか、隣接区域と、
0:58:44	ここの脱塩塔室Ⅱの火災区域との関係がどうなってんだろうなっていうのがちょっと、
0:58:52	わからないんですよでちょっとそれをまずは、わかるような資料ご説明いただきたいなとちょっと思ってます今まではですね
0:59:03	その火災区域に隣接して、何かダクトの脇で感知してますっていう説明だったんで比較的説明は楽だったんですけれども今回

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:14	隣接区域を使って、感知しますというご説明になっているので、今植原が申し上げた話も含めてなんですけど、そもそも火災区域キーがどういふふう設定されてて、
0:59:28	要はリスク。
0:59:29	あと安全系統とかの話がある内の話も含めてなんですけどね。
0:59:35	ていうのをもうちょっと教えていただきたいなと思ってますというの
0:59:41	2. 一井、2.2. 11 の部分は感知器の設計の話なんですけど、この辺のはなC、どっちかっていうと2.3 の火災の影響軽減の火災区画ごとにきちっと3時間耐火取れてるかとかですね。
0:59:57	そうした話との関係を一応ちょっとチェックしておかないといけないなと思ってますんで、例えばその穴が空いてたとしても3時間の区画を火災区域で完全に分離してたらですね、例えばイメージとしてはですね、火災区域分離したりしたら、
1:00:13	場合によってはダンパーとか閉めて完全に分離しますみたいな話があったりするんだとすると、そもそも感知できないじゃないですかみたいな話があったりしますし、
1:00:23	他にも
1:00:25	穴があい、穴があいてルー開口部があるにもかかわらず火災区域を、下分離できて理由って何だったっけみたいな話もですね。
1:00:34	それを踏まえた上で、隣接区域できちっと、今おっしゃったような議論をルールされたようなですね、設計で妥当性があるんですけどいう話にしておかないと、
1:00:46	何かちょっと話として矛盾するような気がするんでちょっとそこはですね説明の仕方をちょっと考えて一度何かの資料で説明していただかせんかと思ってんですがよろしいですか。
1:01:00	はい。関西電力の竹田でございます。まず、56 ページのところ、隣接エリア、
1:01:09	Dに設置する感知器で感知できるというふうに書いてございますけれども、大井の時からエリアという言葉を使わせていただいております、火災、
1:01:19	区画をさらに細分化した形になっております。で、そのエリアというのは同一火災区画内で、隣接するエリア、
1:01:29	にある感知器で感知するというので、あくまでも同一火災区画内へ、
1:01:34	感じと、
1:01:36	いう設計となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:38	話としてはわかったんですけど、一応ちょっと図面で確認させていただきたいので、別途、すいませんよろしくお願いします。今回の図面の方でしっかりすいません、関西電力の竹田です。
1:01:50	図面の方でお示しいただきさせていただいて、あと当然先ほどご指摘ございました、設計基準を持っているところになりますので、
1:02:00	火災防護上重要な機器への影響の評価のところも、しっかり整理しまして、今後説明させていただきたいと思います。以上です。加西市の齋藤ですよろしくお願いします。次にちょっと戻って、
1:02:13	後から行くので戻って48ページのところなんですけど、添付の5として、タイトルとして放射線量が高い場所を含めエリアの
1:02:25	設計について抜粋というページなんですけど、ここの、
1:02:30	赤字のところ、
1:02:32	当該エリアは殊煙の充満等によって消火活動が困難とならない。
1:02:39	区域区画であって、消火要員による消火器または消火栓を用いた消火活動が可能であるというふうに書いてあるんですけども、
1:02:49	そもそもタイトルで放射線量が高い場所を含むエリアの話をしていて、そんなに簡単に容易に入って活動できるような場所なんでしょうかっていうそもそものところのすいません。
1:03:02	お話をちょっと整合性をとれるようにちょっと補足していただけないか。
1:03:07	関西電力の竹田でございます。ここのタイトルの放射線量が高い場所を含むエリアといったところ、この該当しますのが、今説明しましたそのフィルター室、フィルターの脱塩等が、その設置される部屋そのものを、
1:03:23	が、放射線が高い。
1:03:25	場所となります。
1:03:27	で、装荷活動を行うという考えでございます。和室隣接エリアにつきましては、放射線量が低い、
1:03:36	一般のエリアとなりますので、達を
1:03:40	立ち寄っての総活動が可能であると。
1:03:43	いうことをここで書いてございます。以上です。
1:03:47	その辺も、どうやって消化するのかっていうのをちょっとご説明しないと多分駄目だと思いますんで、
1:03:53	説明させていただきます。すいません関西電力話でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:57	葛西氏の齋藤です。話わかりました。多分言葉が足りないんだろうなということがわかりました。ただ一方で先ほど植原から質問させていただいた通り、
1:04:08	火災の消し方が人によって消すという話なんで、ちょっとその部分についてはやっぱりもうちょっとご説明いただかないといけないかなと思ってますのでよろしくお願いいたします。ここもう、
1:04:20	先ほど了解しましたっていただいていますんで、回答不要です。次に、一つ前の 47 ページのところなんですけど、
1:04:32	ここも赤字のところ、
1:04:35	ここに個別の排気ダクトがあってダクト径が小さいんでできませんというご説明で書いてあって、
1:04:46	だから隣接エリアでやるんではないかという話で、これはそういう説明だったということでもよかったんですね。確認です。
1:05:00	はい。関西電力の竹田でございます。はい。設計見直しの流れとしましては、今齋藤市長おっしゃった通りの認識で、申し訳ございません。
1:05:11	すいませんで、結局他の話の流れ、他の今までのSOAそれ以降の話と含めての話なんですけれども、前は合流部分でやるからという
1:05:24	特定の仕方をするんですかって話があって今回
1:05:28	稟申隣接エリアで確認しますっていうふうな話ですというご説明をいただいたと思うんですけれども、この話は結局、1ヶ所で今ご説明いただいているんですけれども他にも何かそんな場所が幾つかあったという記憶しているんですけれど。
1:05:44	どうも、結局すべてこのエリアの隣接エリアでやりますという話に繋がっていくということでもよかったんではたけそれとも合流した部分でまた
1:05:56	確認するエリアが、また別途あったりするんではたけってすみませんそもそもところでちょっと確認をもう一度だけさせていただきます。
1:06:03	関西電力の竹田でございます。資料の 53 ページ目をお願いいたします。ここで今回設計見直しの範囲を表で、
1:06:14	整理してございますけれども、結論としましては共通ダクトの設計残る場所はございません。いずれの場所も、複数箇所の
1:06:24	部屋を
1:06:28	共通のラック等になってございまして、やっぱり感知性のところで難しいというところから、より感受性がすぐれていると考えれば隣接エリアという考え方で、すべて見直すこととなります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	監査室の齋藤です。はい、承知いたしました。次にまた前にちょっと戻って行って、
1:06:52	ですね通しページでいうと、
1:06:56	30、8 ページとか、さ、39 ページとかのところで、
1:07:05	これって多分ループ室か何かの説明だったような気がするんですけども特に 38 ページのところちょっと気になってんのが、高田オペフロのところ、高天井エリアの話は大井の時には結構
1:07:22	7 月ぐらいになるまでずっとお話をしてたと思うんですけども、今回その高天井エリアの特にオペフロですねのところの設計の仕方について、
1:07:35	変更は多分されてないかと思うんで、基本的な考えは変更してないと思うんですけども、実際個別の設置する高さが、この高さが一番上なんですという説明が、多分
1:07:49	各原子炉、それぞれですねプラントそれぞれですねご説明いただかなきゃいけないと思ってて、これは先ほどのニシウチとのその流れの中で、
1:07:59	まず高浜の話をした後でそのあと順番に、他のやつも確認していきましようって話になってると思うんで、その時でいいんですけども、
1:08:10	この高オペフロの高瀬城野ですね、菅地区設計のところについては個別にその時点で構いませんのでご説明をお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。よろしいですか。
1:08:23	はい。関西電力の竹田でございます。送致いたしました。今後個別に説明の方させていただきます。以上です。
1:08:34	はい。よろしく願いいたします赤歳出の齋藤ですよろしく願いいたします。ソーレと、
1:08:42	そっから先、今までご説明いただいた内容で、あとはすいませんちょっとまた別途読み込みをしながらとは思ってますんで、とりあえず今パッと気がついたところについて私からは以上です。
1:09:03	はい、規制庁の奥でございます。1 点ちょっと確認をさせていただければと思います。
1:09:08	資料の 55 ページなんですけれども、
1:09:14	こちら実際煙発生装置を使った試験をされたということで、
1:09:18	隣の部屋に県民が流れることを確認できたというふうにあるんですが、ちょっと素朴にこれ拝見していて疑問に思いましたのが、その開口部を通じて、煙が隣の部屋に流れてそれは確かにそういうことになるんでしょうけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:31	煙感知器ってある一定の煙濃度になった時に反応するとしたときに、実際その反応できるぐらいの煙のこと、ダクトの中だとある程度限られたスペースを距離が進んでいきますので、
1:09:43	換気できるってのはわかるんですが、トリヘンに上がったところでおそらく面積が大きく広がりますので、拡散するであろうと。
1:09:51	その時に大きく他の時間遅れがないのかなっていうのは気になるところなんですけど、換気上特に問題がないのかどうか、時間的にどうなのかその辺りはいかがでしょうか。
1:10:02	はい。関西電力の竹田でございます。隣接エリアに設置する感知器につきましては消防法施行規則通りに、感知面積、
1:10:12	を網羅した形で設置してございますので、当然この部屋の中につけた場合と比較すると当然、時間遅れというのは当然発生するという考えでございますけれども、
1:10:23	隣接エリアに障防法通り設置した間時期によって、そんなに大きな遅れなく、しっかり管理できるというふうに今は考えてございます。
1:10:38	溶かさ室の齋藤です。
1:10:42	まず第一段の説明がそうなのかなと思ってあえて質問しなかったんですけども、ここって、確認なんですけども、今能勢今の予定では、アナログ式の感知器を設置。
1:10:53	設置するんですよね。
1:10:55	まずちょっとそこの確認から、
1:10:58	はい。関西電力の竹田です。ここは放射線が高くない場所でございますので、アナログ式の煙、アナログ式の熱感知器を設置するということでございます。
1:11:08	そうするとですね、葛西氏のサイトウです今奥調査官からの話を踏まえて言うとなると、実際にはアナログ式の感知器を設置するということは、小佐渡範囲において、煙のドアノ作動する、
1:11:25	煙の場合は元効率とりますけれども、要は煙の濃さとかを一つ一つ設計で設定できるはずなんですよね。こうした場所については、同じ時期に確認するわけではないと思うので、
1:11:38	誤作動の範囲からすると本当はそこまで低く設定するかって話はあるんですけどもこうした場所についてはきちっと
1:11:46	例えばですよ、は早くとか確実に感知するためにROV式の煙濃度の設定を下げるとかですね、そうした多分工夫があつてこうしたものが実現するのではないのかなあというふうに私は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:03	推測しながら話を聞いてたんですけれども、そういう認識で間違いはなかったですかね。
1:12:13	はい。関西電力の飛田でございます。先ほど記入するような遅れはないというふうなちょっと漠然とした回答となってしまいましたので、今ご指摘いただきました通り、煙感知器につきまして一種 2 種という形で、
1:12:28	10%15%という形で、それぞれ設定ございますので、なるべく時間遅れをなくすと、早期に感知するということで、感知器のません。
1:12:38	というところを、今後検討したいと考えてございます。
1:12:42	葛西津野サイトウですこの辺については他の話とあわせて今後いくつか我々からの説明をお願いしたところありますのでその辺の話とあわせてですね、トータルで聞く話だと思ってますので、
1:12:55	今の奥調査官の疑問と合わせてですね、ちょっと確認をしたいと思ってますのでよろしくお願いいいたします。
1:13:02	はい。関西電力タケダで承知しました。
1:13:10	規制庁西内です。じゃあ、ちょっとすいません最初から行きたいんですけど、幾つかあって、
1:13:18	今日最初に確認したように、大きく今後こういう説明をしてくださいねというのをお伝えする場だと思っているのであまり細かい話をする気ないのでちょっと、
1:13:29	時間もあれなので端的に行きたいんですけど。
1:13:31	5 ページ以降の表のを見ると、
1:13:35	設計基準 029 が登場しなくて、①はもう存在しなくなったという理解でいいんですしたっけっていうのが一つ。
1:13:44	これはいいですか。その理解でいいんですしたっけ。
1:13:48	はい。関西電力の武田です。今後詳細の説明で説明させてもらいますけれども、設計基準 1 というものは残ってございます。これ高浜の共用設備で、廃棄物処理建屋の方で、
1:14:01	1 部屋で 1 ダクトというところが一部残っておりますので、そちらの方と同様に、排気ダクト内に感知器を設置する設計基準位置を適用する設計というものがございます。以上です。
1:14:14	規制庁西内ですけどこの表の位置付けがよくわからないんですけど、網羅的に火災区域区画を全部出しているものではないんですしたっけ。
1:14:28	4 号に寄せているアマノは、12 号機側で整理してございますのでちょっとここでちょっと記載してございませぬ。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:37	関西電力コマツですので今回は高浜 3 号でお示ししますけれども、今後は、高浜 4 号では、高浜 1 号では、
1:14:46	美浜 3 号ではという同じような表を整理してお示しする必要があると思っています。はい。
1:14:56	規制庁西内です。わかりましたと。
1:15:02	わかります。ただ、ただ一方であれですよね結局、
1:15:08	何を説明してもらわなきゃいけないかっていうと、いわゆる本文事故がまず肝だと思っているので、
1:15:15	そういうのは基本設計方針ですよ。そういう意味では、結局のところ個別具体的話。
1:15:21	申されるんですけど、基本設計方針とセットで、今後ご説明をいただく必要があると思っています、
1:15:27	その観点でいうと、
1:15:30	多分基本設計方針上はまた 4 号設備としての、甲斐火災区域区画かもしれないですけど共用してるわけですよ 3 号とももちろん、
1:15:39	であれば 3 号のその基本設計方針にも登場する話になるってこといいんですよ。
1:15:45	ちょっとそこら辺の整理をつけていただいて、ちょっとその点も含めて網羅的に説明をいただきたいので、まさに設計基準位置が登場しないのであれば基本設計方針が大きく変わると思うんですよ。そこら辺も含めてちょっと今後説明をいただきたいと思いますがよろしいですか。
1:16:04	はい。関西電力武田です。承知いたしました。
1:16:09	はい。規制庁西内です。あと基本設計方針に関しても言えば設計基準 1 と 2 ですけど、
1:16:15	つまるところ両方とも火災防護審査基準通りでないってことは、
1:16:19	その通りであって、
1:16:21	十分な保安水準をどう確認するかっていう話なので、我々は関西電力が示した設計方針に十分な保安水準があるか確認をするだけなので、
1:16:30	いいんですけど、
1:16:31	そのレベル感を作ることどこまで意味があるのかが、関西電力が多分ここはちゃんと高い設計をして、レベル高い設計をしたいんですけど、
1:16:43	少なくともこれ見る限りもないのかなっていう部分もありますしその共用の話も含めて整理がよくわからなくなるのであれば、基本設計方針はわ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かりやすいですねちょっとまとめてもいいのかなっていう気はしててちょっとこの辺も含めてわかるように今後、
1:16:54	整理をいただければと思います。それは別に会話一つではないと思いますので、まずその共用の部分を含めてわかるように書いて欲しいというのが一つです。
1:17:04	衛藤。
1:17:07	あとは 12 ページ、先週通しの 18 ページのところと言うと、
1:17:11	結果して、今言ったような共用の部分とかも含めて環境条件は変わらなかったって理解でいいんですかね特定された。
1:17:21	はい。関西電力の武田です。大飯 34 号機の時から環境条件というのは、特に変更はございません。以上です。
1:17:29	はい。規制庁西内です理解しました。衛藤。
1:17:32	これは今後の話でいうと、先ほどちょっと動きがありましたっていうところで使用済み樹脂貯蔵タンク室とか、ただし済み樹脂タンク室とかについては感知器を設置しない設計って言われていて、ここは多分大井とは明確に理由が異なると思うんですよね。
1:17:49	基本的には昨日、
1:17:52	逃亡 50 守らなければいけない設備が、火災発生しても機能喪失しないからとかそういう理由ではあると思うんですけど、今まで要は特定していたような場所、水で満たされたような場所とか他の条件が違うとっていて、
1:18:06	かつ使用済み樹脂貯蔵タンク室とかは大井にもあったはずで、あそこ置いてるはずですよ。
1:18:12	そう意味では違いがある部分だと思いますのでそういった部分についても今後説明は、トピック立てていただければとは思っています。
1:18:21	お願いしてもいいですかね。
1:18:24	はい。関西電力のタケダで承知しました。はい。はい。よろしくお願いします。
1:18:28	次が参考になるんですけど、20 ページ。
1:18:33	今。
1:18:34	結局選定した感知器はこれはすみませんちょっと私確認がしきれてないですけど、同じだったっていう結果でよかったんですかね。
1:18:41	要は別の感知器が何か選定された新しい感知器が出てきたというわけではないっていう理解でよかったですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:48	はい。関西電力の竹田です。設計フローを同様の設計フローを使っていると説明しましたがけれども、選定した感知器も同様で、
1:18:58	各条件ごとに選択した感知器についても、大飯と同様となっております。
1:19:05	はい。規制庁西内です。了解しますと。
1:19:08	あとは、
1:19:15	あとは先ほど来ちょっと上原とか土佐イトウ市長とかから話いただいた、消火方法の部分ですけど、これ多分審査会合コメントのお話ですね3ページ目ですかね。
1:19:26	多分これすいませんちょっと私たちがあの会合でコメントした趣旨なんですけど、
1:19:33	各エリアの消火方法や消火エリア等の消火方法を含め、消火性を含めた詳細設計についてっていう話は、ここはどっちかっていうと要は共通ダクトで複数エリアをまとめて感知する設計としていたので、要は、
1:19:47	複数エリアをまとめて感知しちゃうと、どこで消火消火、どこで火災が発生していてどこを紹介しなきゃいけないのかよくわからなくなるじゃないですか。例えば自動消火設備を、
1:19:58	設置しているのであれば、まとめてここで感知したら、まとめて消火するのかとか、1方を紹介するのであれば、どこでどこを紹介していけばいいのかっていう消火方法とかどう考えているのかっていうのを説明してくださいっていう趣旨で伝えたつもりでした。
1:20:13	なので
1:20:14	そういう意味では、先ほど、
1:20:16	アシストを結局今日兼用している形になるので、宇和室と含めてどう消化するのかっていう考え方を説明して欲しいという趣旨だったので、その趣旨を踏まえて、
1:20:27	今後、と同じように、兼用しているような部屋があるのであればそういうところも含めて、
1:20:35	代表例という形で説明いただきつつ、特異例な例があればそこも含めて併せて説明をいただければいいのかなと感じました。
1:20:42	いうところではここはお願いしますというだけです、先ほども荒井話をしているとしますので、
1:20:47	そういう意味では兼用って意味ではもう1個確認しておきたいのが、大井の時には、結局、自動消火センター操作消火設備の起動用の
1:20:58	感知器。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:59	自動消火設備の起動用の感知器は、もう、
1:21:02	いわゆる今回
1:21:04	バックフィット対応で期待をする感知器としては、もう流用しない兼用しないと。
1:21:09	有責にしてたと思いますけどそこは変更ないって理解でよかったです付け。
1:21:15	はい。関西電力の武田です。これにつきましてまず高浜 1234 号機につきましては、兼用する設計としてございません。一方美浜 3 号機、
1:21:26	につきましては、ここだけ火災感知器を装荷設備と兼用すると。
1:21:32	いう設計があります。
1:21:35	以上です。規制庁西内です。今後、具体的な説明をいただければと思いますけど、なぜ違いが出るのかというところがまず一つと、あとは、これはおそらく、
1:21:47	ちょっと他のプラントとかも含めてよく整理なんですけど、適用条文が変わってくると思うんですよね。
1:21:54	要は、の児童数いわゆる時消火設備は、安全機能を持っているって話をさせていただいてたと思っていて、
1:22:03	消火設備の起動用に使う感知器は、まさに関連系だよねっていう話も若干あったと思うんですよ。
1:22:10	それは確かにおっしゃる通りかなと。ただ、
1:22:13	消火設備の起動用に使う感知器じゃない感知器。
1:22:18	いわゆる買って感知器バックフィットでオクようなものはそれは安全機能を持ってるんだっけっていう話はいろいろさせていただいて、いや持っていないですよっていう話に結局最後なったと思うんですよね。
1:22:27	一方で美浜 3 号はその自動消火設備の感知器を使うっていうことであれば、
1:22:32	かなり層厚に該当する、今回の申請では、感知器として使いたいというだけで、なので、その安全機能を何かしら変えるわけではないと思うんですね、安全機能を持っている設備を使うっていうだけなので、
1:22:45	ただそういう意味ではその安全機能に影響がないよねっていう意味では多分説明をいただく必要があると思ってますので、
1:22:52	そういったところで適用条文とかも含めて若干変更があるのかなという気はしますのでちょっと今後具体的に整理いただいて、
1:22:58	自動消火設備の感知器を使うのであれば、明確に説明をいただきたいと思ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:04	いうところです。
1:23:06	はい。関西電力の竹田です。深山のでの説明を最後に、損益考慮した上で説明させていただきます。以上です。はい。
1:23:13	規制庁西内です。先にここだけあと伝えておくと衛藤。
1:23:17	自動消火設備用の起動用の感知器って、
1:23:21	関連系なのかっていう観点からちょっと整理をいただきたくて、例えばですけど、
1:23:26	その感知器がないと。
1:23:29	起動できないようなものなのかどうかですよ。
1:23:33	要は主導でき、起動するようなことを考えているような場合であれば、それは間接関連系とどこまで言うのかなんて話もあると思いますしそこをどう整理するかって話だと思いますので、
1:23:45	そういう観点で今後説明はいただければと思いますよろしくお願いします。
1:23:50	続けて、
1:23:57	50、すみません、52 ページから 52 ページのところ、
1:24:02	これはちょっとよく、
1:24:04	見ただけで理解できなかったんですけど、AとBのパターンがあると思うんですけど、
1:24:10	これ、AとBのパターンで何か決定的に違いがあるんですかね。
1:24:16	ていうのも結局
1:24:18	要は吸気場所は違いますよねと。結局これ肝になるのは、
1:24:24	隣接へ抜けてく開口部の排気側の灰にどれくらい煙が流れるかっていうことを説明し、そこが多分市、支配的というかそこが中心なのかなんか思っていて、
1:24:36	結局それって、この排気ダクトにどれくらい煙が座れるか。
1:24:40	要はちゃんと開口部分側にも煙が流れるんだよねっていう多分説明をしたいものかと思っていて、
1:24:46	その説明をする過程でこのAとBで何か違いがあるのかっていうのがよくわからなかった。
1:24:51	要は例えばその排気ダクトの位置とか、排気ダクトの廃棄分かな。排気ダクト側から見たら吸う方の位置と、
1:25:00	あとはどれぐらいの流量で知ってるのかとか、そういうところは結構聞くよねっていう気はするんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	このAとBD吸気側の位置の違いっていうなことをどれくらい効くのかがあんまりよくわからなかった。
1:25:14	ていうのがあって、ちょっとそもそもAとBに分ける必要があるのか何か説明が複雑になっているだけじゃないかっていう感じもしたので、ちょっとそこら辺も含めて、
1:25:23	AとBでやはりある程度違いがあるのであればそういうところがあるようにちょっと説明をいただければなと思います。どれくらい結果に効いてくるのかよくわからなかったってところですね。
1:25:34	はい。関西電力の竹田でございます。ご指摘の件は理解いたしました。ちょっと今後ちょっと持ち帰りましてAとBのあり方のところ、今後全体説明をさせていただこうと思ってるんですけども、その説明する上で、
1:25:48	そのAとBの区分けの仕方が、ちょっと、
1:25:52	あえて検討したいと思います。以上です。はい。よろしくお願いします。別に分ける必要なければけしかないと思いますので、そこはご検討いただければと。
1:26:02	次に 55 ページ。
1:26:05	先ほどオクとサイトウの方から、隣接で感知する設計としますと、その隣接の感知器のレベル感、
1:26:14	感知のレベル感みたいな話もちょっといただいあったと思うんですけど。
1:26:18	ちょっと整理するにあたっては、ちょっとこの観点もっていうのはお願いしておきたくて、これあくまで兼用なんですよ。
1:26:25	だから
1:26:26	脱塩塔室内に
1:26:29	専用の感知器ではない要は和室で発生した火災もその場所の家感知器で、
1:26:35	感じるわけですよ。その観点で、下げることが適当なのかっていうのはちゃんと意識をして説明をいただきたいと思ってます。
1:26:43	要はいたずらに下げ下げてしまって、結果合わせて発生した火災に対して誤作動がっていう話だと元も子もないと思いますので兼用っていう理解をしているので、その兼用っていう観点でしっかりご説明をいただきたいと思ってますというこれお伝えだけです。
1:26:59	あとは、ちょっとこれは全般になるんですけど、先ほど齋藤の方から火災区域区画の終わりってどうなってるんだって話があったと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:09	そういう意味では今後、まず 1 例で多分説明をいただくとおもうんですけど、
1:27:14	んな流れで説明をいただきたいんですよね。要は、
1:27:17	こういった火災区域区画分ですと、
1:27:19	そこには、の安全停止に必要な機器なのか、貯蔵する機器なのかっていうのが設置されています。
1:27:27	発生防止に関して特に変更ありません、感知消火についてこういう考えで設定ますっていう流れでちょっと 1 例で多分説明をいただければ多分ワーポイント上でもですね。
1:27:36	多分理解が進む部分だと思いますので、そこはちょっとご検討いただきつつ、
1:27:44	脱塩塔ってちなみにどっちでしたっけ、これ、守るべき設備として選定してるんですでしたっけ。
1:27:54	貯蔵機能の方ってとってるんですかねこれ。
1:27:57	元元令の一部なんですかね。
1:28:04	うんだから貯蔵機能ではなくてどっちかっていうと系統の一部としてとってるんですかねそこら辺も含めて要は、何に対して説明をしてるのかっていうのがわかるように説明をいただきたいと。結局それによって要求してる内容が変わってくるので、というところですね。
1:28:18	全体像がわかるように説明をいただければと思います。
1:28:24	はい。
1:28:26	とりあえず、
1:28:27	現時点で、
1:28:30	気になっている大きな違いは多分そこら辺かなと思いますので、
1:28:35	はい。そういったところを今後含めてまた説明をいただければと思ってますというところで一通り、全員からいただいたと思いますけどよろしいですかね。はい。
1:28:45	あと最後ちょっと今後のスケジュール感だけちょっと確認をしたいと思いますが、
1:28:50	今わりといくつか、
1:28:52	こういう観点で、今後説明をというのをお願いさせていただいたと思いますので、
1:28:58	基本的には高浜さん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:01	と、あとは自動消火設備の感知器は美浜さんだけしかないとかっていう話があったので、そういう特色的なところをまずはピックアップして説明をいただいて、
1:29:11	分量によっては全プラント分まとめて一気に説明いただいてもいいですし、まずはその部分の説明をお願いするということかなと。
1:29:19	その際に先ほどお話したような基本設計方針っていうところからちゃんと説明をいただければと思ってます。
1:29:26	というところをまずは関西電力の方で対応できる時間軸で、資料ご提出いただいて、確認を進めていくということかなと思いますと。
1:29:36	というのが直近の動きかなと思いますけども、よろしい認識合ってますかね。関西電力小森です認識一緒です。ちょっといずれにしても今日は、サンプル的に、こんな感じで説明しようと思ってますけどという位置付けでした。ですので、
1:29:53	10回ぐらい目標で、ちょっと全体を説明する場、できれば1回表、表としては2回、
1:30:03	がいるかなと。それに合わせて、今日いただいたご指摘を踏まえた回答っていうのを合わせて実施すると。
1:30:15	いうことでちょっととりあえず1回一区切りが入るのかなそこでまたちょっとご相談、
1:30:20	という流れだと思ってます。
1:30:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひしますであれですねと並行してですけど、今日お話したような内容を、特にトピック立てて説明はいただきたい確認はしていきたいと思ってるんですけど。
1:30:34	結局、保安水準、
1:30:36	要は、火災防護審査基準通りに置けないエリアってほかにもあるわけで、そういった部分についても先ほど齋藤の方から、オペフロー応援の時に結局やったけど、同じなのかどうかも含めて確認はしていきたいって話があったと思うので、そういった要は、
1:30:50	変更がない部分、
1:30:51	基本的に新しい考えを持ち込んでいない部分は、トピック立てて説明はいただく必要はないかもしれないですけど、資料としてはまずご提出をいただく必要があると思っていて、その内容を見て我々があれこれって話があればトピックになっていくのかなと思いますので、
1:31:04	そういった

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:06	トピックにならないような部分については、いつごろ出てくるイメージと思えばいいですかね、どういうふうに考えてますかね。
1:31:15	そうですねオペフロー例えば具体的にオペフロに関して言いますと、さほど難しい話ではないので、準備でき次第、可能であれば次回でもお示したいなと思ってますちょっと準備はちょっと現場と相談しますけれども、はい。
1:31:32	と思ってます。ですので、あまり何ていうかな、全体説明したところのタイミングというよりも、我々のスピード感で最大速度で頑張って、
1:31:43	できるだけ早く、順次お示するという基本方針で対応したいというふうに思ってます。
1:31:50	規制庁西内です。了解しました。
1:31:53	ちょっと
1:31:54	全体像が把握できるようにちょっと共通認識を常に持っておきたいと、要はトピックでお願いした事項の説明が、今今日はここだけやりますあと何が残っていますっていうのと、
1:32:07	あとは、それ以外の全体的な説明。
1:32:10	大井で説明した補足説明資料があると思っていて、それはもう、今ここまでお示ししています。ここは、今後示す予定でっていうその全体像を示しながら今このステップでっていうのを、
1:32:21	ちょっとわかるように今後ご提出をいただければと思います。ちょっと審査の全体像がわからなくなってくるのでそうしないと、
1:32:28	承知しましたありがとうございます。確かに我々なぜ、美浜3を1高浜1から4、五つのユニットをちょっと一遍に説明しようと思ってますので、
1:32:40	これが全体どこまで説明しようと思ってるんで、プラス、いただいた宿題、トピックとしてこんだけあると。ここまでやりました。
1:32:51	本今回はここをご説明するというのを全体像をですね、わかるような形で、お示するように準備したいというふうに思います。
1:33:00	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひしますピツ食うはコメントリスト形式とかでもいいのかなと思いますし、トピック立ててない。多いから変更はないけどもちゃんと説明いただく必要がある部分については補足説明資料の目次みたいなものを常に用意いただいて、
1:33:17	目次の中でここは次回以降とか、そういうようなイメージだと多分全体像を把握しやすいかなと思いますがそこはやり方はいくらでもあると思いますので、関西電力としてどう説明進めたいかを考えていただいて、今後資料化してご提出をいただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:31	よろしくお願いします。はい。関西電力も承知しました。
1:33:36	衛藤。
1:33:38	直近の動きは多分、当面はそういう動きかなと思っていて、最終的にこれ認可規模は今、いつになっているんですけど。この間、スケジュールでちょっとご説明をいただいたと思います。そうですね。はい
1:33:52	10月ぐらいに、審査会合を考えてそれを踏まえて補正して、
1:34:01	11月中にかというのが我々の希望ではあります。
1:34:05	ですので、ちょっとそれーに合わせるべくちょっと我々も頑張るんですけども、
1:34:12	ちょっとスケジュール的にちょっとどうするかっていうのも含めてですね、ご相談はあるかなというふうには思っています。
1:34:20	はい。規制庁西内です
1:34:23	結局、先ほどお話したような審査の全体像と、今度どれぐらいの進捗ですっていうのが見えてきて初めて多分具体的なスケジュール見えると思いますので、ちょっと
1:34:33	審査会合をどこに置くかとかそういう話はちょっと今後よう相談かなと思いますけども、まずは11月末っていうところを目指してってところは、とりあえず今日は今日の時点では理解できましたのでそこを目指してってところかなと。
1:34:47	関西電力棚橋です。ちょっと次回辺りにですね、ヒアリングと合わせて、どの辺でどういうものを出していくかみたいな、スケジュールリングをさせていただきます、
1:34:59	ちょっとお示しさせていただきたいと思います。
1:35:01	はい、ありがとうございますそうですね先ほど今、どこへのステップですっていうのもスケジュール化したほうがわかりやすいと思いますので、はい。よろしくお願いします。
1:35:10	あとは、コメントの回答でもいただきましたけど現地確認。
1:35:15	の、ちょっと時期、
1:35:17	もあると思いますので、こういったところも今後、東京支社を通じてまた事務的に調整をしつつ、審査の中で必要なタイミングで、
1:35:26	見ていければいい、もしくは今結局これなんていうのもあるので、場合によってはその写真とかをもう少し充実いただくとかやり方はいくらでもあると思いますので、そこら辺も含めて今後、
1:35:36	話を進めていければいいかなと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:40	江藤。一応、規制庁側からスケジュール等含めてよろしいですか。はい。
1:35:45	関西電力側から、今お話したような現地確認の話も含めてですけどスケジュールとあと全体通して何かありますか。
1:35:52	はい。関西電力向後でございますありがとうございます。
1:35:55	さらにちょっと資金の話をする、ちょっと次回いつごろを考えるかっていうことの我々の希望なんですけれども、
1:36:04	できれば再来週ぐらい、2、29月の26の中ですね、ちょっと我々も準備できる部分で1回ヒアリングさせていただきたいなというふうに思っております。
1:36:19	ちょっとまた東京支社を通じて日程調整はさせていただきます。ちょっとそれぐらいでやらなきゃいけないかなというふうに思ってますのでよろしくお願いたします。
1:36:30	すいません監査委員の棚橋でございます。
1:36:32	衛藤。
1:36:33	現地のご確認なんですけども、これはちょっと違飯野店を多分中心に見ていかれるんじゃないかなと思ってるんですけども。
1:36:43	これは、各ユニットをすべて見られるかどうかというのはその辺は調整させていただけるんでしょうか。
1:36:52	多分イエスだと思っていて
1:36:56	多分、上げられたエリアを見る限り、そこまでプラントで大きな差異はないというか、代表的な考え方というか、特徴的な部分を多分1プラント見れば、
1:37:08	あとは写真とかで補足いただく形で十分対応できるのではないかなという気はしますが、それも含めて今後どういうものが、現地確認した方がいいかっていうのを含めて確認ができればいいかなと思います。
1:37:19	承知しました。調整させていただきます。
1:37:23	はい。全体通して関西電力側から何かありますか。よろしいですか。
1:37:29	はい。
1:37:32	規制庁に参加してるようなところはないんですけど発電所の方は、まず事業本部ありますか。
1:37:40	原子力事業本部です。こちら特にございません。
1:37:44	はいございます美浜発電所ありますか。
1:37:48	はい。飯山発電所ですけども特にございません。高浜発電所いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:55	高浜発電所も特にございません。はい。関西電力はございません。ありがとうございます。はい。規制庁側からも全体としてよろしいですか。はい。
1:38:05	それでは今日のヒアリングはこれ問題にしたいと思いますありがとうございますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。